

ひょうご情報公園都市 第2期 事業検討会設置要綱

(設置)

第1条 企業庁が所掌する投資事業のひょうご情報公園都市 第2期 事業について、検討調書の検討及び事業推進に係る対応方針を検討するため、ひょうご情報公園都市 第2期 事業検討会（以下「検討会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- 1 ひょうご情報公園都市 第2期 の検討調書の検討に関すること。

(組織)

第3条 検討会は、別表に掲げる委員で組織する。

(会長)

第4条 検討会に会長を置く。

- 2 会長は、公営企業管理者をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 4 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、管理者があらかじめ指定した次長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 検討会が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 検討会は、その検討事項について急施を要するため会長において検討会を招集する暇がないと認めるときは、持回りにより意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、地域整備振興課において所管する。

附 則

この要綱は、令和7年3月7日から施行する。

別表（第3条関係）

職	名
公営企業管理者	
次長（事務）	
次長（技術）	
総務課長	
総務課事業戦略官	
水道課長	
水道課水道企画官	
企業誘致課長	
地域整備振興課長	
地域整備振興課開発調整官	